

【表紙】

【提出書類】

内部統制報告書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条の4の4 第1項

【提出先】

近畿財務局長

【提出日】

2025年12月18日

【会社名】

IMV 株式会社

【英訳名】

IMV CORPORATION

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 小嶋 淳平

【最高財務責任者の役職氏名】

該当事項はありません。

【本店の所在の場所】

大阪市西淀川区竹島二丁目 6番10号

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

IMV 株式会社東京営業所

(東京都中央区築地 7丁目 2番 1号 THE TERRACE TSUKIJI 4階
EAST)

(当社の東京営業所は金融商品取引法上の縦覧場所ではありません
が、投資者の便宜のため縦覧に供しております。)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長小嶋淳平は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しております、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年9月30日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社6社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。なお、連結子会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループは振動試験装置の製造・販売を主たる事業としており、事業の核となる生産及び販売業務の規模を示す指標として、売上高が適していると判断いたしました。各事業拠点の位置づけ及び関連性も勘案した上で、当事業年度計画の連結売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していく、全社的な内部統制の評価が良好であることを踏まえ、当事業年度計画の連結売上高のおおむね3分の2程度に達している事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、製造業における生産活動及び販売活動において多額に計上される勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としております。なお、当事業年度の連結売上高実績を指標としても、その事業拠点が占める割合に大きな変動がないことを確認しております。

さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う決算固有の業務プロセス（引当金、税効果会計等）について、財務報告への影響を勘案して当該業務プロセスに係る勘定科目の重要性が高い事業拠点において評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断致しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。